

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 117

告 示

○水域利用調整区域の指定……………（危機対策課） 117

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（技術普及課） 119

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 119

○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可……………（農業施設管理課） 120

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課） 120

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 120

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 120

○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課） 120

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 121

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 122

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 122

○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課） 122

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 122

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（3件）…………… 123

道病院事業管理規程

○北海道道立病院局公示令達規程の一部を改正する規程…………… 127

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 127

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

別表第2の10の項中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第452号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 石狩浜海水浴場水域
 - (1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点
(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点
(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点
(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点
 - (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
 - (3) 期間
平成30年7月7日から同年8月19日まで
- 2 おたるドリームビーチ海水浴場水域
 - (1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定さ

れる浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い100mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年6月29日から同年8月31日まで

3 サンセットビーチ銭函水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(B点) A点から基線3-1に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向210mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年7月1日から同年8月31日まで

4 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線4-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4-1上で、A点から沖合方向210mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線4-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年6月23日から同年8月31日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線5」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線5上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線5に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年7月7日から同年8月31日まで

6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線6-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線6-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線6-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線6-3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線6-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線6-2上で、C点から沖合方向150mの地点
(H点) B点から基線6-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点
(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線6-4」という。)と海岸線が交差する地点
(J点) 基線6-4上で、I点から沖合方向350mの地点
(K点) 基線6-1上で、A点から沖合方向400mの地点
(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点
(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点
(N点) 基線6-4上で、I点から沖合方向100mの地点
(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
(3) 期間
平成30年7月13日から同年8月26日まで

7 浜中・モイレ海水浴場水域
(1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下「基線7」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点
(B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合40mの地点
(C点) 基線7と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点
(D点) C点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点
(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
(3) 期間
平成30年7月13日から同年8月16日まで

北海道告示第453号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年6月22日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

土壌消毒剤(D-D剤)(20L/缶当たりの単価) 4,500缶
2 落札を決定した日
平成30年6月6日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 ホクサン株式会社
(2) 住 所 北広島市北の里27番地4
4 落札金額
13,833円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成30年5月11日付け北海道告示第355号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第454号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ							
芦別市土地改良区							
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所	
就 任	平成30. 5.13	理 事	中 住	昭	芦別市上芦別町38番地		
同	同	同	寺 島	和 博	同 常磐町1257番地		
同	同	同	宮 田	武 彦	同 野花南町2230番地		
同	同	同	佐々木	茂	同 黄金町193番地の4		
同	同	同	面 村	宗一郎	同 福住町415番地の1		
同	同	同	松 井	秀 世	同 旭町129番地の15		
同	同	同	賀 久	英 幸	同 北5条西2丁目17番地の5		
同	同	監 事	宮 原	良 一	同 常磐町1470番地		
同	同	同	矢 野	裕 一	同 野花南町993番地の1		
退 任	同 30. 5.12	理 事	中 住	昭	同 上芦別町38番地		
同	同	同	寺 島	和 博	同 常磐町1257番地		
同	同	同	面 村	宗一郎	同 福住町415番地の1		

同

同

同

賀久英幸

同

北5条西2丁目17番地の5

同

同

同

有倉征寿

同

旭町96番地

同

同

同

佐々木茂

同

黄金町193番地の4

同

同

同

宮田武彦

同

野花南町2230番地

同

同

監事

宮原良一

同

常磐町1470番地

同

同

同

矢野裕一

同

野花南町993番地の1

新ひだか土地改良区

就退任の別

就退任年月日

理事・監事の別

氏名

住

所

就任

平成30. 3.20

理事

桐山昭彦

日高郡新ひだか町三石西端175番地の3

北海道告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成30年6月11日、安平町土地改良区の定款及び土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、月形土地改良区が管理する札比内貯水池に係る管理規程の廃止を認可した。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

廃止した管理規程の概要

札比内貯水池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（宿内地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成30年6月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第458号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名

事業の種類

完了年月日

標茶東区画整理

平成29. 7.20

尾幌第2

同

同 29. 8.25

つるい中央

同

同 29. 8.28

セタニウシ

同

同 29.10.30

北海道告示第459号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年8月17日から同年9月25日まで

(4) 履行場所

造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。

(5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 平成30年6月22日（金）から同年7月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成30年8月6日（月）午前10時（送付による場合は、同月3日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
KAIOUMARU Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 6, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 3, 2018)

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 天塩郡天塩町字下サロベツ1141の4、1141の5、1142の2、2392の4、2392の25、7117、7119、7120、7122の1、7122の2、7123から7125まで、7127から7130まで、7132の1、7135、7137の1、7139

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び天塩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字節婦町126の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1284号
- (2) 所在が不明な者 柴田 米治、志田 正義、志田 広行、村上 のぶ子、杉下文子
- (3) 掲 示 場 所 岩見沢市役所
- 2 (1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1284号
- (2) 所在が不明な者 鹿股 義男
- (3) 掲 示 場 所 むかわ町役場

北海道告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第391号
- 2 所在が不明な者 飯田 きぬ子

北海道告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 ニセコ停車場線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	虻田郡ニセコ町字本通80番1地先から同郡ニセコ町字有島8番1地先まで	平成30. 6.22
道道 三ノ原ニセコ線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	虻田郡真狩村字緑岡117番3地先から同郡真狩村字緑岡190番1地先まで	平成30. 6.22
道道 洞爺湖登別線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉147番4地先から同郡洞爺湖町洞爺湖温泉144番167地先まで	平成30. 6.22

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月22日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 乗用自動車の賃貸借その1 1台分 一式

イ 乗用自動車の賃貸借その2 1台分 一式

ウ 乗用自動車の賃貸借その3 1台分 一式

アからウまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア 乗用自動車の賃貸借その1 平成30年10月1日から平成35年3月31日まで

イ 乗用自動車の賃貸借その2 平成30年10月1日から平成35年9月29日まで

ウ 乗用自動車の賃貸借その3 平成30年10月1日から平成35年9月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月22日（金）から同年7月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年8月2日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月1日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5907

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 1 1 set
- b Lease of Car 1 1 set
- c Lease of Car 1 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 2, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 1, 2018)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610
Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道オホーツク総合振興局告示第106号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月22日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（7 t級タンク付1台、10 t級6×6専用型1台） 2台（交換契約により除雪トラック（10 t級4×4）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック2台を契約の相手方から調達する。）

イ 凍結防止剤散布車（乾式2.5㎡） 1台

ウ ローター除雪車（1.5m/800 t級、草刈装置） 1台

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日

ア 平成31年3月25日（月）

イ 平成31年3月20日（水）

ウ 平成31年3月20日（水）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年6月22日（金）から同年7月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設

行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年8月3日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月2日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設

行政課

(2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0708

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Snow Removing Truck (7 tons class, road sprinkler) Quantity 1

Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1

b Truck Mounted Spreader (dry spreading type / 2.5 cubic meters) Quantity 1

c Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 3, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than August 2, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan

Phone : 0152-41-0708

北海道釧路総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月22日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康 志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（7 t級4×4タンク型） 1台（交換契約により除雪トラック1台（7 t級4×4タンク型）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（10 t級6×6専用型） 1台

ウ ロータリ除雪車（1.5m／800 t、6輪式 1台、1.3m／700 t、装置幅1.5m 1台） 2台

エ 除雪ドーザ（8 t級車輪式、マルチプラウ） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成31年3月29日（金）

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（土木建設機械器具）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年6月22日（金）から同年7月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建

- 設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成30年8月2日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月1日（水）午後5時30分までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
- (3) 電話番号 0154-23-6114
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Snow Removing Truck (7 ton class, 4×4, one way snow plow, road sprinkler)
Quantity 1
- b Snow Removing Truck (10 ton class, 6×6, one way snow plow) Quantity 1
- c Rotary Snow Remover

(a) type 1 (length 1.5 meters / 800 ton class, 6×6) Quantity 1 (b) type 2 (length 1.3 meters / 700 ton class, 4×4) Quantity 1 d Snow Removing wheel type dozer (8 ton class, universal snow plow) Quantity 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 2, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., August 1, 2018) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan Phone : 0154-23-6114	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 227台分 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成30年11月１日から平成35年10月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除すること又は契約期間の変更をすることがある。 (4) 納入場所 入札説明書による。
道 病 院 事 業 管 理 規 程	
北海道道立病院局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年６月22日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 北海道病院事業管理規程第25号 北海道道立病院局公示令達規程の一部を改正する規程 北海道道立病院局公示令達規程（平成29年北海道病院事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。 第３条中「掲示場に掲示し」を「インターネットを利用し」に、「による」を「によって示達する」に改める。 附 則 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年６月１日から適用する。 2 この規程の施行の際、現に北海道道立病院局公示令達規程に基づき行った公示令達の効力については、なお従前の例による。	2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成30年６月25日（月）から同年７月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
道 立 病 院 局 告 示	
北海道道立病院局告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年６月22日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛	イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道道立病院局病院経営課総括グループ (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道道立病院局病院経営課 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）
- (2) 入札日時 平成30年8月2日（木）午前10時（送付による場合は、同月1日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道道立病院局病院経営課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 送付による入札の可否
認める。
- 10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道道立病院局財務規程第242条によりその例によることとされた北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道道立病院局財務規程第242条によりその例によることとされた北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道道立病院局病院経営課
イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電話番号 011-204-5232
- (4) 詳細は、入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 227
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 2, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than August 1, 2018)
- C Contact : Hospital Administration Division Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5232